

岡山医療専門職大学 学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、本山学園創業の精神に則り、最新の専門知識と高度な実践技能を備え、高質なヒューマンサービスを生み出し、職業専門業務を主導できる創造性豊かな人材を育成し、社会の進歩と健康増進及び福祉の向上に貢献することを目的とする。

（教育憲章）

2 本学は、本山学園創業の精神を実践するために、岡山医療専門職大学教育憲章を定め、教育原理や人材育成に関する目的その他を定める。

（自己点検および評価等）

3 本学は、前項に掲げた目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その改善に努めると同時に、認証評価を受け、その結果を公表する。

（情報の積極的公表）

4 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 構成

（学部・学科）

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

健康科学部

理学療法学科

作業療法学科

（収容定員）

第3条 本学の定員は次のとおり定める。

学部・学科	入学定員	収容定員
健康科学部		
理学療法学科	80人	320人
作業療法学科	40人	160人

2 学年定員に欠員が生じた場合等、特別な事情がある場合、編入学等により学生を受け入れることがある。

（図書館及び教育研究施設）

第4条 本学に、図書館、研究室を置く。ただし、これらに関する規程は別に定める。

第3章 教職員組織

(学長)

第5条 本学に、学長を置く。

2 学長は、校務を掌り所属教員を統督する。

(学部長)

第6条 本学の学部に、学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務を掌る。

(学科長)

第7条 本学の学科に学科長を置く。

2 学科長は、学科に関する校務を掌る。

(教職員)

第8条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

ただし、教職員に関する規程は別に定める。

第4章 運営評議会・教授会

(運営評議会)

第9条 本学に、本学の教学に関する重要事項を審議するため運営評議会を置く。

2 運営評議会の運営等全般に関する必要な事項は別に定める。

(教授会)

第10条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の運営等全般に関する必要な事項は別に定める。

第5章 教育課程連携協議会

(教育課程連携協議会)

第11条 本学に、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会の運営に関する必要な事項は別に定める。

第6章 学年・学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めた場合は、前項の期間を臨時に変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 春季、夏季、冬季休業日

2 学長は前項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。この場合においては、授業時間確保のため、休日の振替等を行うことができる。

第7章 修業年限及び在学年数

(修業年数)

第15条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年数)

第16条 学生は8年を超えて在学することができない。

第8章 入学、転入学、編入学、再入学及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年始とする。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学の入学選抜試験に合格した者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第19条 入学志願者は、所定の入学願書に第55条に定める入学検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第20条 前条の入学志願者の選考は、入学願書、エントリーシート、調査書、学科試験、小論文、レポート、発表・ディスカッション、面接及びその他必要な書類などによって行なう。

2 入学志願者の選考に関する必要な事項については別に定める。

（入学許可及び入学手続）

第21条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、指定された期日までに、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出し、別に定める学納金を納めなければならない。

2 入学を許可された者が前項に定める手続を行なわないときは、入学許可はその効力を失う。

（保証人）

第22条 保証人は、入学生に係る一切の責任を負うことのできる独立生計者とし、父母またはこれに準ずるものを正保証人とする。

2 保証人が死亡、その他の理由により、その責任を負うことのできないときは、新たに保証人を定めなおして誓約書を提出しなければならない。

（改姓等）

第23条 学生または保証人が改姓・改名、転籍・国籍変更、転居・住所変更をしたときは、ただちに証明書類を添えて、その旨を届け出なければならない。

（転入学）

第24条 次に示す項目に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考のうえ、転入学を許可することがある。

(1) 他の大学もしくは専門職大学に在学する者

(2) 短期大学もしくは専門職短期大学、高等専門学校4年次以上に在学する者

2 本学へ転入学を志願する者は第55条に定める入学検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願出なければならない。

- 3 第1項の定めにより入学を許可された者の、すでに履修した授業科目及び単位数ならびに在学すべき年数の認定は教授会が行なう。
- 4 本条により入学した学生の最長在学年数は、第16条の定めにもかかわらず、前項で定める在学すべき年数の2倍以内とする。
- 5 その他、本学への転入学に関しては別に定める。

(編入学)

第25条 次に示す項目に該当する者で、編入学試験に合格した者は、本学への編入学を認める。

- (1) 短期大学（専門職短期大学並びに外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者（法第108条第7項）
 - (2) 高等専門学校を卒業した者（法第122条）
 - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者（法第132条）
 - (4) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者（学校教育法施行規則第100条の2）
 - (5) 理学療法士・作業療法士として実務経験のある者
- 2 本学へ編入学を志願する者は第55条に定める入学検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。
 - 3 第1項の定めにより入学を許可された者の、すでに履修した授業科目及び単位数ならびに在学すべき年数の認定は教授会が行なう。
 - 4 本条により入学した学生の最長在学年数は、第16条の定めにもかかわらず、前項で定める在学すべき年数の2倍以内とする。
 - 5 その他、編入学に関する必要な項目については別に定める。

(再入学)

第26条 第46条により退学した者または第47条第1号により除籍された者が、1年以内に保証人連署をもって再入学を願出た時は、選考のうえ、再入学を許可することがある。

- 2 再入学の時期については、当該学生の履修状況等を勘案し、決定する。

(留学)

第27条 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 留学期間は、原則として1年間を限度とする。
- 3 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。
- 4 留学の許可を得た者が、留学した大学において修得した単位については、60単位を限度として認めるものとする。
- 5 留学に関する必要な項目については、別に定める。

第9章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第28条 本学の授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目で構成される。

- 2 それぞれの科目区分のもとに設置される授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 3 前項については、授業科目履修規程に定める。

(単位計算方法)

第29条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学科が定める授業時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認められる場合には、相当の単位数を定めることができる。

(年間授業実施週)

第30条 1年間の授業週は、定期試験等も含め35週を下らないものとする。

(教育課程の編成)

第31条 教育課程は、別表1（カリキュラム表）に定める授業科目を各年次に配当して編成するものとする。

(履修届)

第32条 学生は、授業科目履修規程に従って、履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届出なければならない。

(他大学・他学部等における授業科目の履修)

第33条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院及び専門学校（専修学校の専門課程）における履修により修得した授業科目の単位を、本学における授業科目の履修により修得したものみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学における履修により修得した授業科目の単位認定に際しても準用する。

- 3 学生は、他学科開講科目のうち、大学の指定する授業科目について履修することができる。
- 4 第1項から第3項により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度として所属学科において修得した単位とみなすことができる。
- 5 前4項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学または、高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項から第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 実務経験による単位認定は、その都度個別に教授会で審査した上で決定する。なお、実務経験による単位認定は、病院ならびに施設等における実務経験が本学の理学療法・作業療法実習に相当すると判定できる場合には、臨地実務実習（見学実習、評価実習、総合実習Ⅰ・Ⅱ）の当該単位とみなし、理学療法学科では20単位、作業療法学科では20単位を限度として所属学科において修得した単位とみなすことができる。
- 4 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(卒業単位)

第35条 本学を卒業するためには、次の各号に定める所定の単位を修得しなければならない。

健康科学部

理学療法学科

基礎科目	22単位以上
必修科目	18単位以上
選択科目	4単位以上
職業専門科目	89単位以上
基礎分野科目から必修科目	32単位以上
専門分野科目から必修科目	57単位以上
展開科目	20単位以上
総合科目	4単位以上

基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目をあわせて135単位以上（必修科目131単位、選択科目4単位以上）修得しなければならない。なお、実習・実験科目を40単位以上（臨地実務実習20単位以上を含む）修得しなければならない。

作業療法学科

基礎科目	22単位以上
必修科目	18単位以上
選択科目	4単位以上
職業専門科目	89単位以上

基礎分野科目から必修科目	32 単位以上
専門分野科目から必修科目	57 単位以上
展開科目	20単位以上
総合科目	4単位以上
基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目をあわせて135単位以上（必修科目131単位、選択科目4単位以上）修得しなければならない。なお、実習・実験科目を40単位以上（臨地実務実習20単位以上を含む）修得しなければならない。	

（資格）

第36条 健康科学部では、厚生労働省の定めに基づく前条に定める該当科目を修得することにより卒業と同時に、理学療法学科では理学療法士国家試験受験資格、作業療法学科では作業療法士国家試験受験資格を取得することができる。資格取得にかかる履修に関する規程は別に定める。

（単位の認定）

第 37 条 各授業科目の単位履修の認定は試験による。

2 試験に関する規則は別に定める。

（既修得単位の認定）

第 38 条 本学入学以前に、大学（専門職大学）または短期大学（専門職短期大学）において修得した単位について、教育上有益と認められるときは本学において修得した単位として認定することができる。

2 前項により、認定できる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第 33 条及び第 34 条により大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 その他既修得単位の認定に関する規則については別に定める。

（成績）

第 39 条 試験の成績は S・A・B・C・D・E の 5 段階とし、S・A・B・C は合格、D は不合格、E は未履修とする。

S 評価：100 点～90 点

A 評価：89 点～80 点

B 評価：79 点～70 点

C 評価：69 点～60 点

D 評価：59 点以下

E 評価：受験せず

2 単位認定科目制度の利用等による評価によらない認定科目の成績は N（認定）とする。

第 10 章 休学・復学・転学・転籍・退学・除籍・再入学・編入学

(二重学籍の禁止)

第 40 条 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本学に正規学生として入学できない。

2 本学に正規学生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。

(休学)

第 41 条 疾病またはやむを得ない理由により一学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書または詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ、願い出なければならない。

(休学期間)

第 42 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して 2 年を超えることができない。また第 23 条により入学した者は、同条第 4 項に定める在学すべき年数を超えることができない。

3 休学期間は第 16 条及び第 24 条第 4 項並びに第 25 条第 4 項の在学年数に算入しない。

(復学)

第 43 条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証人連署のうえ、復学を願い出なければならない。

(転学)

第 44 条 他の大学もしくは専門職大学へ転学しようとする学生が、保証人連署のうえ、願い出た場合には、事情により許可することがある。

(転籍)

第 45 条 学部内の他の学科等へ転籍を希望する者のあるときについては、定員の欠員があり、単位の取得状況が条件を満たしている場合、選考のうえ、許可することがある。

2 転籍を志願する者は第 55 条に定める検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願い出なければならない。

3 転籍に関する事項は別に定める。

(退学)

第 46 条 疾病またはやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書または、詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 16 条及び第 24 条第 4 項並びに第 25 条第 4 項で定める在学年数を超えた者
- (3) 第 42 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者

第 11 章 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第 48 条 本学に 4 年（第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の定めるところにより入学した者については、同条第 3 項により定められた在学すべき年数）以上在学、かつ第 4 学年を修了し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書及び第 2 項の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は次のとおりとする。

学部	学科	学位
健康科学部	理学療法学科	理学療法学士（専門職）
	作業療法学科	作業療法学士（専門職）

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 49 条 学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。

(懲戒)

第 50 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、その情状により次の懲戒を加える。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

2 前項第 3 号の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 13 章 厚生施設

(厚生担当部署の設置)

第 51 条 本学に厚生指導係を置く。

第 14 章 科目等履修生・聴講生・外国人留学生

(科目等履修生)

第 52 条 本学における授業科目のうち、1 科目または数科目を選択して受講しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修に関する必要な事項は別に定める。

3 科目等履修生の入学検定料等納付金については別表 4 のとおりとする。

4 科目等履修生として取得した単位については、本学入学を希望する際、読み替えることができる。

(聴講生)

第 53 条 本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、教育・研究に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は別に定める。

3 聴講生の入学検定料等納付金については別表 5 のとおりとする。

(外国人留学生)

第 54 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の入学に関する必要な事項は別に定める。

第 15 章 入学検定料・学納金

(入学検定料・転籍試験検定料)

第 55 条 入学検定料及び転籍試験検定料は別表 2 のとおりとする。

(学納金)

第 56 条 学納金は別表 3 のとおりとする。

2 休学者（休学期間が学期初めから、学期末までの全期間にわたる場合）については当該学期の学納金は徴収しない。この場合においては、在籍料を徴収することとし、在籍料は別に定める。

3 学納金の納付に関する必要な事項は別表に定める。

(納付した検定料・学納金)

第 57 条 納付された入学検定料及び入学金は、一切返還しない。また、学納金の返還の取り扱いについては別に定める。

(規則等の委任)

第 58 条 本学則施行に必要な事項は、規則及び規程で定める。

(附則)

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

(健康科学部理学療法学科)

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
基礎科目	大学入門	1前	1				○	
	基盤ゼミⅠ	2前	1				○	
	基盤ゼミⅡ	3前	1				○	
	職業人の倫理と道徳論	1後	2			○		
	心理学	1前		2		○		
	哲学概論	1前		2		○		
	健康科学概論	1後	1			○		
	コミュニケーション英語	1前	2			○		
	日本の歴史と文化	1前	2			○		
	国際政治経済論	2後	1			○		
	基礎生物	1前	1			○		
	基礎物理	1前	1			○		
	情報収集と処理	1後	1			○		
	統計分析の基礎	2後	1			○		
	人間関係論	3前		2		○		
	コミュニケーション論	3前	1			○		
	テーマ設定と研究方法	3前	1			○		
	研究デザイン	3前	1				○	
	小計(18 科目)	—	18	6	0	—	—	—
職業専門科目	専門基礎分野							
	メディカル英語	3後	2			○		
	解剖学	1前	2			○		
	解剖学実習Ⅰ	1後	1					○
	解剖学実習Ⅱ	2前	1					○
	生理学	1前	2			○		
	生理学実習	1後	1					○
	運動学	1後	2			○		
	運動学実習	2前	1					○
	人間発達学	1前	2			○		
	臨床医学概論	1前	2			○		
	病理学	1後	2			○		
	精神医学	2後	2			○		
	整形外科学	2前	2			○		

		内科学	1 後	2			○		
		神経内科学	2 前	2			○		
		小児科学	2 前	2			○		
		リハビリテーション医学	1 後	1			○		
		リハビリテーション概論	1 前	1			○		
		地域包括マネジメント論	3 後	1			○		
		多職種連携論	1 後	1			○		
	専門分野	理学療法概論	1 前	2			○		
		基礎理学療法学	2 前	2			○		
		基礎理学療法実習Ⅰ	2 後	1					○
		基礎理学療法実習Ⅱ	3 前	1					○
		理学療法セミナーⅠ	4 前		1			○	
		理学療法セミナーⅡ	4 後		1			○	
		理学療法管理学概論	3 前	2			○		
		理学療法評価学Ⅰ	1 後	2			○		
		理学療法評価学Ⅱ	2 前	1			○		
		理学療法評価学実習Ⅰ	2 後	1					○
		理学療法評価学実習Ⅱ	2 後	1					○
		理学療法評価学実習Ⅲ	3 前	1					○
		運動療法	1 後	1			○		
		運動療法実習Ⅰ	2 前	1					○
		運動療法実習Ⅱ	2 後	1					○
		物理療法	2 後	1			○		
		物理療法実習	3 前	1					○
		理学療法治療学Ⅰ	2 前	2			○		
		理学療法治療学Ⅱ	2 前	1			○		
		理学療法治療学Ⅲ	2 後	1			○		
		理学療法治療学Ⅳ	2 後	1			○		
		理学療法治療学実習Ⅰ	2 前	1					○
		理学療法治療学実習Ⅱ	2 後	1					○
		理学療法治療学実習Ⅲ	3 前	1					○
		老年期障害理学療法学	3 前	1				○	
		理学療法演習Ⅰ	2 後		2			○	
		理学療法演習Ⅱ	3 後		2			○	
		日常生活活動学	2 前	1			○		
		日常生活活動学実習	2 後	1					○
		生涯スポーツ実習	3 前	1					○
		スポーツ理学療法特論	2 後	1					○

	義肢装具学	3 後		1		○		
	応用治療技術実習Ⅰ(徒手療法)	4 前	1					○
	応用治療技術実習Ⅱ(リハビリ工学)	4 前		1				○
	応用治療技術実習Ⅲ(セルフコンディショニング)	4 前	1					○
	生活環境学	2 後	2			○		
	地域理学療法学	3 前	1			○		
	予防理学療法学	3 後		1		○		
	見学実習	1 通	1					臨
	評価実習	3 前	3					臨
	総合実習Ⅰ	3 後	8					臨
	総合実習Ⅱ	4 前	8					臨
	小計(62 科目)	-	89	9	0	—	—	—
展開科目	ヒューマンサービス論	2 後	2			○		
	人間形成論	3 後	2			○		
	食生活マネジメント論	3 前	2			○		
	生体情報科学	3 後	2			○		
	NPO 論	4 前	2			○		
	スポーツ科学	4 前	2			○		
	起業入門	4 前	2			○		
	マネジメント論	4 前	2			○		
	コーチング論	4 前	2			○		
	岡山経営者論	4 前	2			○		
	小計(10 科目)	-	20	0	0	—	—	—
総合科目	総合研究Ⅰ	3 後	1				○	
	総合研究Ⅱ	4 前	1				○	
	総合演習Ⅰ	3 後		1			○	
	総合演習Ⅱ	4 前		1			○	
	卒業論文	4 後	2				○	
	小計(5 科目)	—	4	2	0	—	—	—
合計(95 科目)		—	131	17	0	—	—	—

(健康科学部作業療法学科)

大学入門	1 前	1				○	
基盤ゼミⅠ	2 前	1				○	
基盤ゼミⅡ	3 前	1				○	
職業人の倫理と道德論	1 後	2			○		
心理学	1 前		2		○		
哲学概論	1 前		2		○		
健康科学概論	1 後	1			○		
コミュニケーション英語	1 前	2			○		
日本の歴史と文化	1 前	2			○		
国際政治経済論	2 後	1			○		
基礎生物	1 前	1			○		
基礎物理	1 前	1			○		
情報収集と処理	1 後	1			○		
統計分析の基礎	2 後	1			○		
人間関係論	3 前		2		○		
コミュニケーション論	3 前	1			○		
テーマ設定と研究方法	3 前	1			○		
研究デザイン	3 前	1				○	
小計(18 科目)	—	18	6	0	—	—	—
メディカル英語	3 後	2			○		
解剖学	1 前	2			○		
解剖学実習Ⅰ	1 後	1					○
解剖学実習Ⅱ	2 前	1					○
生理学	1 前	2			○		
生理学実習	1 後	1					○
運動学	1 後	2			○		
運動学実習	2 前	1					○
人間発達学	1 前	2			○		
臨床医学概論	1 前	2			○		
病理学	1 後	2			○		
精神医学	2 後	2			○		
整形外科学	2 前	2			○		
内科学	1 後	2			○		
神経内科学	2 前	2			○		
小児科学	2 前	2			○		
リハビリテーション医学	1 後	1			○		
リハビリテーション概論	1 前	1			○		
地域包括マネジメント論	3 後	1			○		

多職種連携論	1 後	1			○		
作業療法概論	1 前	2			○		
基礎作業学	1 後	1			○		
基礎作業学実習Ⅰ	2 前	1					○
基礎作業学実習Ⅱ	2 後	1					○
作業療法セミナーⅠ	4 前		1			○	
作業療法セミナーⅡ	4 後		1			○	
作業療法管理学概論	3 後	2			○		
作業療法評価学	1 後	2			○		
作業療法評価学実習Ⅰ	2 前	1					○
作業療法評価学実習Ⅱ	2 後	1					○
作業療法評価学実習Ⅲ	2 後	1					○
基礎作業療法治療学	3 前	1			○		
基礎作業療法治療学実習Ⅰ	3 前	1					○
基礎作業療法治療学実習Ⅱ	3 前	1					○
身体障害作業療法学Ⅰ	2 前	2			○		
身体障害作業療法学Ⅱ	2 前	2			○		
身体障害作業療法学Ⅲ	3 前	1			○		
身体障害作業療法学Ⅳ	3 前	1			○		
身体障害作業療法実習Ⅰ	2 前	1					○
身体障害作業療法実習Ⅱ	2 後	1					○
身体障害作業療法実習Ⅲ	3 前	1					○
老年期障害作業療法学	2 後	1			○		
老年期障害作業療法実習	3 前	1					○
精神障害作業療法学	2 後	1			○		
作業療法演習Ⅰ	2 後		2			○	
作業療法演習Ⅱ	3 後		2			○	
日常生活活動学	2 前	1			○		
日常生活活動学実習	2 後	1					○
義肢装具学	3 後		1		○		
応用治療技術実習Ⅰ(徒手療法)	4 前	1					○
応用治療技術実習Ⅱ(リハビリ工学)	4 前	1					○
応用治療技術実習Ⅲ(セルフコンディショニング)	4 前		1				○
生活環境学	2 後	2			○		
地域作業療法学	3 後	1			○		
予防作業療法学	3 後	1			○		
見学実習	1 通	1					臨
評価実習	3 前	3					臨
総合実習Ⅰ	3 後	9					臨

総合実習Ⅱ	4 前	9					臨
小計(59 科目)	—	89	8	0	—	—	—
ヒューマンサービス論	2 後	2			○		
人間形成論	3 後	2			○		
家族関係論	3 前	2			○		
地域社会論	3 後	2			○		
コミュニティ形成論	3 後	2			○		
地域生活と健康	4 前	2			○		
特別支援教育	4 前	2			○		
人間工学	4 前	2			○		
ライフサイクル論	4 前	2			○		
岡山経営者論	4 前	2			○		
小計(10 科目)	—	20	0	0	—	—	—
総合研究Ⅰ	3 後	1				○	
総合研究Ⅱ	4 前	1				○	
総合演習Ⅰ	3 後		1			○	
総合演習Ⅱ	4 前		1			○	
卒業論文	4 後	2				○	
小計(5 科目)	—	4	2	0	—	—	—
合計(92 科目)	—	131	16	0	—	—	—

別表2

入学検定料	30,000円
転籍試験（転科）の検定料	10,000円

別表 3

	入学金 (入学時のみ)	授業料（年額）	施設設備費（年額）	備考
健康科学部 理学療法学科 作業療法学科	300,000 円	1,060,000 円	400,000 円	

別表 4

入学検定料	登録料	履修料
10,000 円	10,000 円	講義 1 単位につき 30,000 円

別表 5

入学検定料	登録料	聴講料
10,000 円	10,000 円	講義 1 単位につき 20,000 円

岡山医療専門職大学 健康科学部教授会規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本学における教授会については、この規程の定めるところによる。

第2章 教授会

(構成員)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師および助教をもって構成する。ただし、その他の教育職員も出席させることができる。

2 学校法人本山学園（以下「学園」という。）の理事は随時、教授会に出席して意見を述べることができる。

(招集、議長、定足数、議決)

第3条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。学長に事故あるときは、学部長がこれに代わる。

2 教授会は原則として毎月1回定例教授会を開催する。また必要に応じて臨時に教授会を開催することができる。

3 教授会は構成員の過半数をもって成立する。

4 教授会の議決は、出席した構成員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、構成員の三分の二以上の多数をもって決する。

(審議事項)

第4条 教授会は次に掲げる各号を審議する。

- (1) 教授会の運営に関する事項
 - (2) 教育課程の編成、変更、実施および講義・実習担当に関する事項
 - (3) 各種委員会に関する事項
 - (4) 学則に関する事項
 - (5) 学生の入学、転入学、編入学、科目履修、聴講、退学、休学、進級、留学、再入学、復学、転籍、除籍および卒業に関する事項
 - (6) 学生の試験に関する事項
 - (7) 学生の賞罰に関する事項
 - (8) 学生活動、学生生活等に関する事項
 - (9) 本規程の改廃に関する事項
 - (10) その他教学運営上重要な事項
- 2 前項に掲げる審議事項のうち、学校間の調整の必要がある場合は、学務会議に付託する。
- (理事長、学園長への報告)

第5条 教授会において審議され、あるいは議決された事項は学長から理事長、学園長に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 教授会の議事録は、事務職員が筆記し、学長の責任において記録保存するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則 本規程は、令和2年4月1日より施行する。